

質問メールの到達確認について

今年度、入札参加者が設計図書等に関する質問メールを送信したが、後日の質問回答書の中で質問に対する回答がなかったとの事例が発生しました。調査を行いました、メール受信の確認ができませんでした。公正な入札手続きのため、質問メールの到達確認を希望される場合の運用を次のとおり定めます。

記

1. 適用期日

平成20年12月19日以降に公告する案件から適用します。

2. 運用

(1) 質問メールの到達確認を希望する場合

質問メールの到達確認を希望する方は、条件明示書の「質問先」に記載されている工事等担当課のメールアドレスのほか、契約検査課の質問送信専用の次のメールアドレスも宛先追加し、質問メールを送信してください。契約検査課質問送信専用メールアドレスに届いた質問については、受信した旨のメールを契約検査課から返信します。

契約検査課質問送信専用メールアドレス：q-keiyaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

(2) 受信した旨のメール送信

参加確認通知日以降、質問締切日までの毎日（土日祝日は含まない）午後1～2時に受信した旨のメールを送信します。この期間に受信した旨のメールが届かない時は、契約検査課工事担当まで電話でお問い合わせください。問い合わせ締切日時は質問締切日の午後5時までとします。

(3) 質問に対する回答が質問回答日に質問回答書内に掲載されなかった場合

質問回答日の午後5時までに契約検査課工事担当まで電話でお問い合わせください。

条件明示書の「質問先」に記載されている工事等担当課のメールアドレス及び契約検査課質問送信専用メールアドレスの両方に質問が送信されていることが、契約検査課で保存しているメールの宛先で確認できた時は、その質問を有効とします。回答作成後速やかに掲載すると共に、該当する案件の入札参加資格の有る方全者に電話で連絡します。なお、宛先をブラインドカーボンコピー（BCC）に設定している場合、確認ができなくなりますのでご注意ください。

(4) 注意点

ア) 質問は、条件明示書の「質問先」に記載されている**工事等担当課のメールアドレスへの送信は必須**です。**契約検査課質問送信専用メールアドレスのみへ送信した質問は無効とします**。送信したメールアドレスの宛先は必ずご確認ください。

イ) 質問は入札参加資格の有る方のみとしていますが、万一入札参加資格の無い方から契約検査課質問送信専用メールアドレスに質問が届いた場合も契約検査課から受信した旨のメールを送信しますが、入札には参加できません。また、質問締切日時を過ぎた質問についても受信した旨のメールを送信しますが、質問は無効とします。

お問い合わせ先：平塚市 総務部 契約検査課 契約担当（直通0463-21-8780）

以上